

フィリピン共和国  
司法省  
国家訴訟省  
市検察官事務所  
ラプラプ市

アヤコ ササキ(佐々木)  
原告(告訴人)

国家検察省番号(NPS NO):VII-12-INV-18G-00347

-対-  
ヒロシ ヤマナカ  
マツイ ゲンキ  
ツチハラ ヒロト  
被告

関連: 起訴状

X-----/

判決

アヤコ ササキ夫人(原告以下敬称略)、日本人、ラプラプ市在住は同日本人、ヒロシ ヤマナカ(3つの犯罪)、マツイゲンキ(2つの犯罪)、ツチハラ ヒロト(2つの犯罪)に対して改正刑法 282 の下、告訴申し立てをした。

原告は ゲンキとヒロト両者がペイサイド イングリッシュ セブ会社(ペイサイド イングリッシュ)の従業員で、その会社は 2012 年 8 月 15 日に原告が設立した学校であり、原告は前最高経営責任者(CEO)であり、両者をよく知っていると主張している。

ゲンキとヒロトは現在当会社の代理 CEO と副社長である。原告はヒロシも以前何度も対話しているのでよく知っている。彼は 非政府組織、誰でもヒーロ財団法人(Daredomo Hero Foundation)の設立者であり、現在第二外国語としての英語学校("Second Language" ESL Schools)の仲介者である。

原告は被告たちが彼女が設立した学校を奪ったと主張している。ヒロシは彼女をだまして、全ての彼女の持ち株、利権及び学校からの利益割り当て等の文書に署名させた。それから、被告たちは共謀して、原告と彼女の家族を殺すと脅しました。この脅迫及び恐喝はヒロシの指示に従って、ラプラプ市のバシフィックビラの原告の家にゲンキとヒロトが 2017 年 1 月 21 日と 2 月 5 日に 2 回押し入った時に起こった。

ゲンキとヒロトは原告がペイサイドイングリッシュ(Bayside English)の白紙小切手に署名しなければ原告ののどと子供たちののどを切ると脅迫及び恐喝した。  
被告たちはペイサイド イングリッシュ(Bayside English)の会社資金ほとんどが原告の個人投資からのものであったのでその金融業務全ての管理を望んだのである。  
原告は少なくとも P:28,382,906 をペイサイドイングリッシュ(Bayside English)の口座に投資預金していた。原告は BPI 銀行グランドモール支店の一一致する預金と小切手受取複写を提出した。

発行物(添付書類)はこの判決に結合されている。

この事件の事実から、ゲンキとヒロトが彼女の意志に反して、それが正しいか、間違っているかに関わりなく、何らかの暴力でアヤコに無理強いした違法行為で適切に起訴されるものと当事務所は考えている。脅迫及び恐喝での切迫した危害は目下の対立において差し迫り切迫している。犯罪者が犯す脅迫及び恐喝の害が先にあるものと脅迫及び恐喝は区別される。この事件では、被告たちがその時持つて来ていた小切手への署名を原告が拒否するならば、彼女ののどを切り殺すと脅したとされるゲンキとヒロトによる脅迫及び恐喝は差し迫った暴力である。

生命を脅かす脅迫及び恐喝を明言する2つの方法がある。

1. 法律によって禁止されていない何かをするために暴力手段で他人を抑えること;
2. それが正しいか、悪いかどうかに関わりなく、彼の意志に反して何かをするために暴力によって他人に強制すること。

本件は衝動脅迫又は恐喝による強制の2番目に分類される。その要素は以下の通りである:

1. ある人がそれが正しくとも悪くとも、他の人にその人の意思に反する何かを強いること;
2. 強制は、暴力、物質力又は威嚇そして不愉快な目に遭わされた人の意志をコントロールする力を示すことによってもたらされる;
3. 他の人の意志と自由を制限した人が法律上の権限でその様な事をする権限はない。

犯罪要素は原告と彼女の証人によって成立する。

2017年1月21日と2017年2月5日の2つの異なる機会に小切手に署名する事をアヤコに強制するために、ゲンキとヒロトが法律の権限のない共謀をして、多分暴力又は脅迫及び恐喝をしたと信じる正当な理由が存在する。

従って2回に及ぶ生命を脅かす強制・脅迫及び恐喝に関し裁判で彼らを留置する理由となる。

ゲンキとヒロトが、2017年1月21日に真意の疑わしい出来事の間に、アヤコの署名を確保出来なかったが、彼らはそれでも最高裁判所により築かれた過去の裁判論拠：人民対ポンザロン(Punzalan)(フィリピン法99-259)の原則に当てはまり、脅迫及び恐喝で責任を問われる。更に、アヤコと日本語を話し、理解できると主張する彼女の2人の証人ーマレリン エル リブレア(Marrelyn L. Librea)とロサリオ ピー カニュリヨ(Rosario P. Canillo)の確かな主張に比べて、他の場所での彼らの疑わしい出来事の彼らの否定とアリバイは見劣りする。否定とアリバイが本質的に弱く、確実な確認に優先する事は出来ないと決定される。

彼らが2017年2月5日に彼女の家に来るよう頼んだのがアヤコであった事を示す被告たちにより提示されたゲンキとアヤコとのメッセージの疑わしい交換について、当事務所はこのメッセージで、彼らが暴力又は威嚇によって小切手に署名することを彼女に強制したという原告の主張に反論できないと理解している。提示されたメッセージの交換は、2017年2月ではなく2018年2月に起きたと思われる。それにもかかわらず、メッセージが原告の主部である2017年2月5日の出来事と関連していても、実際の出来事の日ではなく、このメッセージは申し立てられた脅迫及び恐喝が行われた直前の出来事でのアヤコとゲンキの会話を引用していると認める。

当事務所はその出来事を警察当局に報告しなかった彼女の失敗を原告に対して咎めない。犯罪の報告の遅れ又は動搖は言い逃れの兆しではなく、必ずしも検察側証人の証言の信頼性を弱める事はないという事は法律学で解決されている。

ヒロシがマツイ ゲンキとツチハラ ヒロトによって犯された犯罪の後の首謀者であったという原告の主張については、当事務所はそのような主張は証拠がないと評決している。原告は単にその主張を、小切手への署名を彼女に強制した時のゲンキとヒロトによるその様な発言から引き出したものである。しかし、これは裁判の間、法廷の証拠として承認しがたい伝聞証拠に近いものである。

アヤコ・ササキとヒロシ・ヤマナカのオンラインメッセージ交換での対立する意見にかかるらず、ヒロシ・ヤマナカが殺人罪に等しい脅迫及び恐喝—アヤコ・ササキを殺すと脅かしていた—と信じる正当な理由を当事務所は見いだしている。殺しへの脅迫及び恐喝には、アヤコ・ササキが日本に戻るという前提条件があった。これは2017年1月20日のヒロシ・ヤマナカからアヤコ・ササキへのメッセージで識別できる。

アヤコ・ササキの他のありのままの主張があるが、ヒロシ・ヤマナカが脅えているアヤコを日本に戻す目的を達成したという証拠はない。事実、彼女がフィリピン国ラプラプ市にまだ住んでいることはアヤコの訴状から明白である。

従って、改訂刑法第 282 条第一節の下でヒロシ・ヤマナカを生命を脅かす脅迫及び恐喝で起訴する一応の証拠がある。如何なる人も他の人に対して犯罪に等しい脅迫及び恐喝;苦痛を伴う名誉棄損又は財産又は家族に行う事は生命を脅かす脅迫及び恐喝として有罪になる。ヒロシ・ヤマナカが、アヤコ・ササキに負わせた脅迫及び恐喝犯罪は、一時的な勾留(reclusion temporal)により罰せられる殺人罪である。

ヒロシが、彼の目的を達成する事に失敗したので、一時的な勾留より 2 階級低い--矯正刑務所(prison correctional)--刑罰が課される事になる。

それでもなお殺しの脅迫及び恐喝は共和国法 No.10175 中の犯罪行為である情報と通信のテクノロジーを使って行われた。フィリピン国法 10175 第 6 節の下、別名「ネット犯罪防止法(Cybercrime Prevention Act 2012)」で知られているものである。それは改訂刑法と特別法によって定義され罰せられる。もしそれが情報と通信のテクノロジーの使用により犯罪が行われたならば、その全てはネット犯罪と考えられている。

この様なヒロシによって犯されたであろう脅迫及び恐喝は改訂刑法により 1 階級高い刑罰で罰せられることになる。それゆえ、この特定事件で課せられうる刑罰は刑務所長(prison mayor)の判断によるものになる。

しかし、あり得る訴訟理由の評決が有罪の宣言ではないが、被告たちの裁判で考慮されなければならない。当事務所の評決は単に可能性についてのもので、確定的なものではない。ゲンキとヒロシがアヤコ ササキに 2012 年 1 月 21 日と 2013 年 2 月 5 日に別個に小切手への署名を強要し、ヒロシはアヤコが日本に戻らないならば、彼女を殺すと 2017 年 1 月 20 日に情報と通信のテクノロジーを使って脅迫及び恐喝した。

被告たちの反論宣誓供述書で上げられた問題は彼らの裁判の間に彼らの弁護の一部利点であり地位確保の証拠資料となる。

あり得る訴訟理由の評決で、マツイ ゲンキ と ツチハラ ヒロト は共謀での 2 つの生命を脅かす脅迫及び恐喝訴因で法廷に起訴される事が勧告される。  
「2012 のネット犯罪防止法」別名: フィリピン国法 RA 10175 に関連した改訂刑法第 282 条第 1 章の下で、ヒロシ・ヤマナカは生命を脅かす脅迫及び恐喝(GRAVE THREATS)で更に法廷に起訴される事が勧告・推奨される。

2018 年 8 月 20 日 フィリピン国ラプラブ市。

(署名)  
ジソス ロドリゴ ティ タガアン  
(JESUS RODRIGO T. TAGA-AN)  
市検察官代理

承認者:

(署名)  
ルソ エイ ザラゴザ  
(RUSO A. ZARAGOZA)  
市検察官

複写備え:

1. ヒロシ ヤマナカ  
マツイ ゲンキ  
ツチハラ ヒロト  
全員 ベイサイドイングイッシュ セブ会社  
ラプラプ市プンタ インガノ区
2. アヤコ ササキ  
ラプラプ市パシフィック ビラ  
サンタン通り、ブロック 11、ロット 5 & 7
3. ヴェスマンド ティ サンティアゴ弁護士 (Atty. Vesmind T. Santiago)  
セブ市フエンテ オスメニヤ  
マリア クリストイナ ビル ルーム 416
4. ヘイディ エム オービソ弁護士 (Heidi M. Orbiso)  
セブ市フエンテ オスメニヤ  
マリア クリストイナ ビル ルーム 409
5. ジャン アルベルト ビー ルル弁護士 (Atty. John Albert B. Lulu)  
トレゴサ、ガレオン、グラヴァード、トマネン法律事務所  
(Torregosa, Galeon, Gravador and Tomaneng Law Offices)  
セブ市ラホッゲ区セブ I.T.パーク ウォーク  
2F、スイート 210

ファイル・JRT・アン (File/JRT/ann)

翻訳者： 鈴木 了 (Rio Suzuki)

年月日&署名&印：

Feb. 12, 2019

現住所： Washington South St, Royale Cebu Estates, Consolacion, Cebu, Philippines. 6001.  
電話& Fax : (032)263-0614 Cell# : 0917-7171-839 Email : suzkicebu@yahoo.co.jp

鈴木 了